

(お知らせ)

市区町村におけるパソコンリサイクルへの取組状況等について

平成19年7月10日(火)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

直通：03-5501-3153

代表：03-3581-3351

室長：西村 淳 (内線6831)

室長補佐：相澤 寛史 (内線6834)

担当：藤原 貴徳 (内線6836)

市区町村におけるパソコンリサイクルの取組状況等について、この度結果を取りまとめましたので、公表します。

家庭から排出されたパソコン(デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ。以下、「廃パソコン」といいます。)の平成17年10月から平成18年9月までの1年間において、市区町村が回収(以下、「行政回収」といいます。)した合計台数は18,069台でした(なお、メーカー等による回収台数306,317台)。

また、廃パソコンの平成18年4-9月の不法投棄台数の合計は2,909台で、前年と同じ期間の不法投棄台数のデータを有している自治体について比較すると、82台減少(前年同期比2.9%減)しました。

1 背景

廃パソコン(デスクトップ、ノートブック、ブラウン管式ディスプレイ、液晶ディスプレイ)については、資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)に基づき、メーカー等によるリサイクルが平成15年10月から始まっています。これを受け、環境省では、市区町村における廃パソコンの回収等の取組状況や不法投棄について、調査を定期的実施しています。

今回の調査の対象自治体は、全1,836市区町村(総人口12,777万人)で、対象期間は、廃パソコンの行政回収台数については平成17年10月-平成18年9月、廃パソコンリサイクルの取組状況については平成18年10月1日時点、廃パソコンの不法投棄については平成18年4-9月としました。なお、一部の調査項目については、1年前の同期の調査結果も付記しました。

2 廃パソコンの行政回収台数について

平成17年10月-平成18年3月における廃パソコンの行政回収台数は11,699台、平成18年4-9月における回収台数は6,370台、平成17年10月-平成18年9月までの1年間では合計18,069台でした(表1)。

なお、平成17年10月-平成18年9月におけるメーカー等による回収台数は、306,317台でした(表2)。

(表1) 廃パソコンの行政回収台数^{注1)}

	デスクトップ	ノートブック	ブラウン管式 ディスプレイ	液晶 ディスプレイ	合計台数
平成17年10月 - 平成18年3月	6,265	615	4,645	174	11,699
平成18年 4 - 9月	3,474	622	2,079	195	6,370
合計	9,739	1,237	6,724	369	18,069

平成17年10月 - 平成18年3月の回答自治体数は1,589、人口は10,778万人で、平成18年4 - 9月の回答自治体数は1,596、人口は10,873万人です。

(表2) メーカー等による廃パソコンの回収台数^{注1)}

(出典：有限責任中間法人パソコン3R推進センター)

	デスクトップ	ノートブック	ブラウン管式 ディスプレイ	液晶 ディスプレイ	合計台数
平成17年10月 - 平成18年3月	55,994	16,792	64,891	9,912	147,589
平成18年 4 - 9月	59,591	19,730	67,303	12,104	158,728
合計	115,585	36,522	132,194	22,016	306,317

3 廃パソコンの処理体制について

製造等事業者にリサイクル義務がある廃パソコン(以下「義務品」といいます。)については、回答があった自治体の95%に当たる1,723自治体が行政回収を行っていません(表3)。

また、義務品及びリサイクル義務がある製造等事業者が存在しない廃パソコン(以下「義務者不存在品」といいます。)とともに原則行政回収を行わない自治体が、1年前の同時点と比べて増加しています。

(表3) 廃パソコンの処理体制

	平成18年 10月1日時点 (自治体数(%))	平成17年 10月1日時点 (自治体数(%))
義務品・義務者不存在品ともに 原則行政回収しない	1,628 (90%)	1,857 (84%)
義務者不存在品のみ行政回収する	95 (5%)	205 (9%)
義務品・義務者不存在品ともに行政回収する	93 (5%)	154 (7%)
合計	1,816 (100%)	2,216 (100%)

4 義務品・義務者不存在品ともに行政回収は原則行わない自治体の対応について

義務品・義務者不存在品ともに行政回収は原則行わない1,628自治体の69%に当たる1,126自治体においては、義務者不存在品がパソコン3R推進センターにより処理されています(表4)^{注1)}。

また、義務者不存在品が一般廃棄物処理業者により処理される際の処理料金の単純平均値は、約1,620~1,980円でした(表5)。

(表4) 義務者不存在品の処理ルート

	平成18年 10月1日時点	平成17年 10月1日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
一般廃棄物処理業者により処理	129 (8%)	159 (9%)
パソコン3R推進センターにより処理 ^{注1)}	1,126 (69%)	1,309 (70%)
その他	373 (23%)	389 (21%)
合計	1,628 (100%)	1,857 (100%)

(表5) 一般廃棄物処理業者における義務者不存在品の処理料金

	デスクトップ	ノートブック	ブラウン管式 ディスプレイ	液晶 ディスプレイ
平均処理手数料	平均1,937円	平均1,622円	平均1,980円	平均1,726円

(表6) 一般廃棄物処理業者における処理方法

	平成18年 10月1日時点	平成17年 10月1日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント配線板等のリサイクルを実施	44 (34%)	43 (28%)
破碎処理後、鉄等金属を回収して残さを埋立処分	55 (43%)	89 (56%)
破碎処理後、埋立処分	8 (6%)	17 (10%)
直接埋立処分	1 (1%)	7 (4%)
その他	21 (16%)	3 (2%)
合計	129 (100%)	159 (100%)

5 義務者不存在品のみ行政回収する自治体の対応について

義務者不存在品のみ行政回収する95自治体における処理料金の単純平均値は、約750~970円でした(表7)。

また、これら95自治体の24%に当たる23自治体は将来的には行政回収をやめる予定であると回答しています(表9)。

(表7) 義務者不存在品の収集・受入区分、処理手数料

	粗大ごみ 大型ごみ	不燃ごみ	搬入ごみ 持込ごみ	その他	平均 処理手数料
	(自治体数(%))				(円)
デスクトップ	56 (59%)	16 (17%)	12 (13%)	11 (11%)	859円
ノートブック	44 (46%)	28 (30%)	12 (13%)	11 (11%)	750円
ブラウン管式 ディスプレイ	51 (54%)	18 (19%)	12 (12%)	14 (15%)	974円
液晶 ディスプレイ	48 (50%)	22 (23%)	11 (12%)	14 (15%)	848円

(表8) 義務者不存在品の処理ルート

	平成18年 10月1日時点	平成17年 10月1日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
パソコン3R推進センターへ引き渡し、再資源化 ^{注1)}	14 (15%)	18 (9%)
手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント配線板等のリサイクルを実施	7 (7%)	33 (16%)
破碎処理後、鉄等金属を回収して残さを埋立処分	37 (39%)	119 (58%)
破碎処理後、埋立処分	10 (11%)	24 (12%)
直接埋立処分	5 (5%)	11 (5%)
処理可能な廃棄物処分業者へ引き渡し、処理	21 (22%)	(-) ^{注2)}
その他	1 (1%)	(-) ^{注2)}
合計	95 (100%)	205 (100%)

(表9) 義務者不存在品を行政回収する主な理由

	平成18年 10月1日時点	平成17年 10月1日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
義務者不存在品の行政回収をやめたとしても、義務者不存在品が自治体の収集するごみに混ざって排出されるおそれがあるため	58 (61%)	122 (59%)
パソコン3R推進センターにおける義務者不存在品の回収について、周知が未だ十分に図られていないため。したがって、将来的には義務者不存在品の回収をやめる予定	23 (24%)	59 (30%)
その他	14 (15%)	24 (11%)
合計	95 (100%)	205 (100%)

6 義務品・義務者不存在品ともに行政回収する自治体の対応について

義務品・義務者不存在品を問わず行政回収する 93 自治体における処理料金の単純平均値は、約 450～590 円でした（表 10）。

また、これら 93 自治体の 26%に当たる 24 自治体は義務者不存在品の行政回収を、28%に当たる 26 自治体は義務品の行政回収を将来的にはやめる予定であると回答しています（表 13、14）。

（表 10）行政回収する廃パソコンの収集・受入区分、処理手数料

	粗大ごみ 大型ごみ	不燃ごみ	搬入ごみ 持込ごみ	その他	平均 処理手数料
	（自治体数（％））				（円）
デスクトップ	55（59％）	25（27％）	9（10％）	4（4％）	589 円
ノートブック	32（34％）	46（50％）	9（10％）	6（6％）	451 円
ブラウン管式 ディスプレイ	59（63％）	20（22％）	10（11％）	4（4％）	593 円
液晶 ディスプレイ	43（46％）	35（38％）	10（11％）	5（5％）	518 円

（表 11）義務者不存在品の処理ルート

	平成 18 年 10 月 1 日時点	平成 17 年 10 月 1 日時点
	（自治体数（％））	（自治体数（％））
パソコン 3 R 推進センターへ引き渡し、再資源化 ^{注1}	2（2％）	8（5％）
手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント配線板等のリサイクルを実施	6（7％）	20（13％）
破砕処理後、鉄等金属を回収して残さを埋立処分	57（61％）	103（67％）
破砕処理後、埋立処分	5（6％）	17（11％）
直接埋立処分	4（4％）	6（4％）
処理可能な廃棄物処分業者へ引き渡し、処理	17（18％）	（-） ^{注2}
その他	2（2％）	（-） ^{注2}
合計	93（100％）	154（100％）

(表 12) 義務品の処理ルート

	平成 18 年 10 月 1 日時点	平成 17 年 10 月 1 日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
平成 15 年 10 月以降に販売された義務品 (P C リサイクルマークが付いたもの) については、製造等事業者へ引き渡し、再資源化を行う ^{注 1}	13 (14 %)	24 (16 %)
義務品については (P C リサイクルマークがない場合も)、製造等事業者へ引き渡し、再資源化を行う ^{注 1}	0 (0 %)	5 (3 %)
回収した義務品は全て (P C リサイクルマークがある場合も)、義務者不存在品とともに廃棄物処分業者へ引き渡し、処理する	25 (27 %)	125 (81 %) ^{注 3}
回収した義務品は全て (P C リサイクルマークがある場合も)、義務者不存在品とともに、自ら処理する	54 (58 %)	
その他	1 (1 %)	(-) ^{注 2}
合計	93 (100 %)	154 (100 %)

(表 13) 義務者不存在品を行政回収する主な理由

	平成 18 年 10 月 1 日時点	平成 17 年 10 月 1 日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
義務者不存在品の行政回収をやめたとしても、義務者不存在品が自治体の収集するごみに混ざって排出されるおそれがあるため	51 (55 %)	65 (42 %)
パソコン 3 R 推進センターにおける義務者不存在品の回収について、周知が未だ十分に図られていないため。したがって、将来的には義務者不存在品の回収をやめる予定	24 (26 %)	42 (27 %)
その他	18 (19 %)	47 (31 %)
合計	93 (100 %)	154 (100 %)

(表14) 義務品を行政回収する主な理由

	平成 18 年 10 月 1 日時点	平成 17 年 10 月 1 日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
義務品は製造等事業者によるリサイクルとし、義務者不存在品は自治体において従来どおりごみとして処理することとなると、処理費用の点で住民に不公平感が生ずるため	11 (12%)	20 (13%)
義務品の行政回収をやめたとしても、義務品が自治体の収集するごみに混ざって排出されるおそれがあるため	41 (44%)	56 (37%)
パソコンのリサイクルについて、住民への周知が未だ十分に図られていないため。したがって、将来的には義務品について行政回収をやめる予定	26 (28%)	42 (27%)
その他	15 (16%)	36 (23%)
合計	93 (100%)	154 (100%)

7 廃パソコンの不法投棄台数の状況（平成 18 年 4 - 9 月）とその変化について

平成 18 年 4 - 9 月の不法投棄台数のデータを有する 1,566 自治体における平成 18 年 4 - 9 月の廃パソコンの不法投棄台数は、デスクトップが 1,231 台、ノートブックが 298 台、ブラウン管式ディスプレイが 1,255 台、液晶ディスプレイが 125 台、合計 2,909 台でした（表 15）。

また、平成 17 年 4 - 9 月及び平成 18 年 4 - 9 月の廃パソコンの不法投棄台数のデータを有している 1,146 自治体（平成 18 年 4 - 9 月の廃パソコンの不法投棄台数 2,741 台）について、当該各期間の不法投棄台数の比較をすると、デスクトップが 160 台減少（前年同期比 12.2% 減）、ノートブックが 78 台減少（同 22.4% 減）、ブラウン管式ディスプレイが 142 台増加（同 13.4% 増）、液晶ディスプレイが 14 台増加（同 13.9% 増）、合計 82 台の減少（同 2.9% 減）となりました（表 16）。

(表 15) 月別不法投棄台数の推移（平成 18 年 4 - 9 月）^{注1)}

	合計台数	デスクトップ	ノートブック	ブラウン管式 ディスプレイ	液晶 ディスプレイ
4 月	528	229	50	230	19
5 月	560	242	51	237	30
6 月	478	178	52	215	33
7 月	428	194	46	176	12
8 月	454	197	39	201	17
9 月	461	191	60	196	14
合計	2,909	1,231	298	1,255	125

回答自治体数は 1,566、人口は 10,070 万人です

(表 16) 月別不法投棄台数の推移 (平成 17 年 4 - 9 月と平成 18 年 4 - 9 月の比較) 注 1)

	合計台数		デスクトップ		ノートブック		ブラウン管式 ディスプレイ		液晶 ディスプレイ	
	H17	H18	H17	H18	H17	H18	H17	H18	H17	H18
4月	573 (0.6)	508 (0.6)	271 (0.3)	216 (0.2)	60 (0.1)	47 (0.1)	202 (0.2)	227 (0.3)	40 (0.0)	18 (0.0)
5月	514 (0.6)	532 (0.6)	210 (0.2)	227 (0.3)	70 (0.1)	50 (0.1)	224 (0.3)	230 (0.3)	10 (0.0)	25 (0.0)
6月	493 (0.6)	443 (0.5)	245 (0.3)	167 (0.2)	58 (0.1)	46 (0.1)	177 (0.2)	198 (0.2)	13 (0.0)	32 (0.0)
7月	442 (0.5)	396 (0.4)	241 (0.3)	181 (0.2)	51 (0.1)	37 (0.0)	132 (0.1)	167 (0.2)	18 (0.0)	11 (0.0)
8月	405 (0.5)	426 (0.5)	173 (0.2)	180 (0.2)	64 (0.1)	34 (0.0)	159 (0.2)	196 (0.2)	9 (0.0)	16 (0.0)
9月	396 (0.4)	436 (0.5)	169 (0.2)	178 (0.2)	46 (0.1)	57 (0.1)	170 (0.2)	188 (0.2)	11 (0.0)	13 (0.0)
合計	2,823 (3.2)	2,741 (3.1)	1,309 (1.5)	1,149 (1.3)	349 (0.4)	271 (0.3)	1,064 (1.2)	1,206 (1.3)	101 (0.1)	115 (0.1)
前年 同期比	-2.9%		-12.2%		-22.4%		13.4%		13.9%	

対象自治体は 1,146、人口は 8,934 万人です。表中のカッコ内は「10 万人当たりの不法投棄台数」を示し、不法投棄台数を 1,146 自治体の人口の合計で除す等したものです。

8 不法投棄について

不法投棄された廃パソコンを回収した 571 自治体における処理については、27%に当たる 154 自治体が、義務品については (PC リサイクルマークがない場合も) 製造等事業者、義務者不存品についてはパソコン 3 R 推進センターに引き渡し、再資源化を行っています (表 17、18) 注 1)。

(表 17) 不法投棄物の回収の有無

	平成 18 年 10 月 1 日時点	平成 17 年 10 月 1 日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
不法投棄物を回収した	571 (31%)	610 (28%)
不法投棄物を回収していない	1,242 (69%)	1,606 (72%)
合計	1,813 (100%)	2,216 (100%)

(表 18) 不法投棄物の処理ルート

	平成 18 年 10 月 1 日時点	平成 17 年 10 月 1 日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
平成 15 年 10 月以降に販売された廃パソコン (P C リサイクルマークが付いたもの) につ いては、製造等事業者へ引き渡し、再資源化 を行う ^{注 1})	70 (12%)	95 (15%)
義務品については (P C リサイクルマークが ない場合も)、製造等事業者へ引き渡し、義 務者不存品については、パソコン 3 R 推進 センターへ引き渡し、再資源化を行う ^{注 1})	154 (27%)	138 (23%)
廃パソコンは全て (P C リサイクルマークが ある場合も)、廃棄物処分業者へ引き渡し、 処理する	142 (25%)	139 (23%)
廃パソコンは全て (P C リサイクルマークが ある場合も)、自ら処理する	202 (35%)	238 (39%)
その他	3 (1%)	(-) ^{注 2})
合計	571 (100%)	610 (100%)

(表 19) 不法投棄物を廃棄物処分業者へ引き渡すか、自ら処理する場合の処理方法

	平成 18 年 10 月 1 日時点	平成 17 年 10 月 1 日時点
	(自治体数(%))	(自治体数(%))
手分解等を行い、鉄等金属に加え、プリント 配線板等のリサイクルを実施	73 (21%)	74 (20%)
破碎処理後、鉄等金属を回収して残さを埋立 処分	216 (63%)	249 (66%)
破碎処理後、埋立処分	42 (12%)	46 (12%)
直接埋立処分	7 (2%)	8 (2%)
その他	6 (2%)	(-) ^{注 2})
合計	344 (100%)	377 (100%)

注 1) 行政回収台数や不法投棄台数の一部は、メーカー等による回収台数にも含まれて
ています。

注 2) 「 - 」は、今回の調査で新たに項目を増やした等のため、前回の調査では把握
していない項目です。

注 3) 今回の調査で前回の調査項目を細分化したものです。